

言已下ハ四緒此外有前簾ハ、乗用之後手自卷之、革上上下常法也、仍於門下途中等下車之時、無其役人自前下車蓋中門廊等之時、自後方下、仍簾役人、必可有之、乘スル時ハ、中門廊モ門下拜賀已下扈從時存禮之者卷於第一人ハ、不依禮之存否、猶以不存禮之人者垂之故也

著陣之時、主人必垂之垂之合眼于主人有憚之存否、猶以不存禮之人者垂之故也
臣殿藤原公賢言也、其意略云々、康永二四廿、左大、此時先手自卷之下車、仍無別役人、

裹出入之時、女房同車者垂之乎、卷之時、其役人例院中大臣納言攝關大臣等、親族公卿、或殿上人、裹之時無其人ハ、前駆第一攝政不然乎、納言以下晴日如斯

〔江談抄三事〕野籠爲閻魔廳第二冥官事

籠參結政刑限於陽明門前爲高藤卿被切車簾鞆等云々、

〔枕草子十二〕御經のことに、あすわたらせおはしまさんとて、○中まづ女房車にのせさせ給を御覽すとて、みすのうちに、宮原定子○皇后子、藤玄げい玄や、三四の君殿のうへ、○高内侍其御おとうとみところ立なみて、おはします、車の左右に、大納言、○伊三位中將家、○隆二所して、すだれ打あげ下すだれひきあげて乗せ給ふ、

〔大鏡五太政大臣兼家〕帥の宮親王敦道のまつりのかへさ、和泉式部とあひのらせ給て、御らんせしまもいとけうありきやな、御車の口のすだれを、中よりきらせ給ひて、わが御方をばたかうあげさせ、式部のかたをばおろして、きぬながういださせて、紅の袴に、あかき玄きしのものいみいとひろきつけて、つちとひとしうさげられたりしかば、いかにぞものみよりは、それをこそ人見るめりしか、

〔吉記〕壽永二年七月四日丙寅頭辨問初任間事、

車簾綱緒事